

独立行政法人空港周辺整備機構 平成31年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

（1）再開発整備事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

- イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設について、貸借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。
- ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、大型施設については大規模修繕を計画的に行っていくなど維持管理を適切に実施する。
- ハ 事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設貸借人と情報交換や面談を行うなど、経営状況を把握するとともに、まちづくりの整合性にも留意しつつ収益性の確保に努める。

（指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施）

（指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上）

（2）住宅騒音防止対策事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

- イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。
- ロ 必要に応じて事業パンフレット、ホームページ等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。
- ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内）

（3）移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、

円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取組む。

- イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図ると共に、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。
- ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、ホームページ等による広報を実施すると共に、申請、境界画定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」）の見直しを行う。
（指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270日以内）

（４）緑地造成事業

次の取組みを行い、事業を着実に推進する。

- イ 買収済みの土地約 0.1ha について造成・植栽を実施する。
- ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

（１）業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

- イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。
- ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。
- ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

② 事業費の抑制

事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

④ 契約の適正化・調達合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、平成26年度4月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。

（2）業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙のとおり

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
該当なし。

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
該当なし。

7. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく。

① 内部統制委員会

内部統制委員会及びその分科会（リスク管理委員会等）を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的なPDCAサイクルを実行していく。

② 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

③ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

④ 内部監査

内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」

という。)を通じて、十分な意思疎通を図る。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

③ 地域への啓発活動

イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する小中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。

ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

④ 地域住民のニーズの把握

引き続き、機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者派遣の研修員に対し研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

予算

(単位:百万円)

区 分	固有事業		受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業			
収入	612	797	48	118	2	1,577	
業務収入	611	—	—	—	—	611	
補助金収入	—	—	—	116	—	116	
受託金収入	—	797	48	—	—	845	
負担金収入	—	—	—	2	—	2	
長期借入金等収入	—	—	—	—	—	—	
雑収入	1	—	—	—	2	3	
繰越金受入	—	—	—	—	—	—	
支出	491	657	31	48	350	1,577	
固有事業	491	—	—	—	—	491	
受託事業	—	657	31	—	—	688	
その他事業	—	—	—	48	—	48	
人件費	—	—	—	—	272	272	
一般管理費	—	—	—	—	78	78	

資金計画

(単位:百万円)

区 分	固有事業		受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業			
資金支出	882	660	33	48	378	2,001	
業務活動による支出	431	660	33	48	350	1,522	
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	
財務活動による支出	78	—	—	—	—	78	
翌年度への繰越金	373	—	—	—	28	401	
資金収入	1,002	800	50	118	31	2,001	
業務活動による収入	612	797	48	117	3	1,577	
業務収入	611	—	—	—	—	611	
受託金収入	—	797	48	—	—	845	
その他の収入	1	—	—	117	3	121	
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	
前年度からの繰越金	390	3	2	1	28	424	

収支計画

(単位:百万円)

区 分	固有事業		受託事業		その他事業	法人共通	合 計
	再開発整備事業	移転補償事業	緑地造成事業	住宅騒音防止対策事業			
費用の部	464	657	31	48	349	1,549	
経常費用	464	657	31	48	349	1,549	
業務費用	459	657	31	48	—	1,195	
一般管理費	—	—	—	—	349	349	
人件費	—	—	—	—	272	272	
物件費	—	—	—	—	77	77	
財務費用	5	—	—	—	—	5	
雑損	—	—	—	—	—	—	
臨時損失	0	—	—	—	—	0	
収益の部	620	797	48	117	—	1,582	
経常収益	620	797	48	117	—	1,582	
業務収入	611	—	—	—	—	611	
受託収入	—	797	48	—	—	845	
補助金等収益	8	—	—	117	—	125	
財務収益	1	—	—	—	—	1	
雑益	—	—	—	—	—	—	
臨時利益	—	—	—	—	—	—	
※ 繰出金・繰入金	△ 120	△ 140	△ 17	△ 70	347	0	
純利益	36	0	0	△ 1	△ 2	33	
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
総利益	36	0	0	△ 1	△ 2	33	

※繰出金・繰入金は各セグメント間の内部振替項目であります。